

三浦市市税条例の一部を改正する条例の基本方針に関するパブリックコメントについて

1 条例改正の目的・内容

令和2年度税制改正により、固定資産税に係る現所有者の申告制度が創設されました。この制度は、土地や家屋について、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において当該土地又は家屋を現に所有している者に対し、固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項の申告義務を条例に定めることができるというものです。これに従い、本市条例においては当該事項を記載した申告書について、市長への提出義務に係る規定を定めます。また、正当な理由がなく当該申告書を提出しなかった者に対する過料を10万円以下とする旨を、地方税法第386条に基づき条例に規定します。

2 意見募集について

別添【三浦市市税条例の一部を改正する条例の基本方針】の「3 条例改正の内容《令和2年度税制改正に伴う改正》(2) 現所有者に対する過料規定の新設」について、御意見等をお寄せください。

(1) 意見募集期間

令和2年7月13日(月)から令和2年8月11日(火)まで

(2) 関係資料の公表場所

ア 市役所(総務部税務課窓口)

イ 南下浦出張所・初声出張所

ウ 三浦市ホームページ

(<http://www.city.miura.kanagawa/kazei/pubcomme2020.html>)

(2) 意見の提出方法・提出先

別添の意見書に必要事項を記入の上、税務課まで持参、郵送(8/11必着)、ファクシミリ又は電子メールで、御提出ください。

(3) 募集結果の公表予定時期

提出された御意見の内容を分類した後、8月下旬に公表する予定です。